

北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価検討委員会設置要領

第 1 事後評価検討委員会の設置

消費・安全対策交付金交付等要綱(令和 4 年 3 月 31 日付け 3 消安第 7340 号農林水産事務次官依命通知)第 27 第 7 項に基づき、北陸農政局における当該交付金に係る事後評価を実施するため、北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価検討委員会(以下「評価検討委員会」という。)を設置するものとする。

第 2 評価検討委員会の構成

- 1 評価検討委員会は、各事業を所管する担当部長等をもって構成する。
- 2 説明者は各事業担当課長とする。
- 3 その他必要に応じ、関係課担当者を評価検討委員会に出席させることができるものとする。

第 3 評価検討委員会における検討事項

- 1 消費・安全対策交付金の事後評価に関する事項
- 2 その他、交付金の事後評価に関し必要な事項

第 4 その他

評価検討委員会に関する事務局(庶務)は、関係課の協力を得て、消費生活課において行う。

附則

この要領は、平成 28 年 9 月 2 日から施行する。

- 一部改正 令和 3 年 4 月 28 日
- 一部改正 令和 4 年 10 月 20 日
- 一部改正 令和 5 年 9 月 13 日
- 一部改正 令和 6 年 8 月 29 日